

地域における顔の見える切れ目ない子育て支援 ～大分県中津市での実践から～

井上 登生

医療法人 井上小児科医院

はじめに

1989年「子どもの権利条約」は第44回国連総会で採択され、1990年国際条約として発効されました。わが国は1994年4月に批准しましたが、以後20年あまりの間に、子どもの権利条約締約国としての条約実行義務上の改善を3回にわたり指摘されました。

その中で、昭和22（1947）年に戦争孤児対策として施設収容を旨として制定された児童福祉法が、多くの困難を乗り越え、平成28（2016）年に抜本改正されました（以後、平成28年改正児童福祉法といいます）。この法律の基本理念に、第1条で子どもが権利の主体である事を明記した「子どもの最善の利益の優先原則」、第2条の「家庭養育優先の理念の規定」、第3条の2で「国及び地方公共団体の支援のあり方の規定」を定めました。

平成28年改正児童福祉法に関連した通知、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成29年3月31日付雇児総発0331第9号、雇児母発0331第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連盟通知）においては、特定妊婦を含む要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、助産所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するように努めなければならないこととされました。地域における関係機関からの情報提供をもとに、顔の見える連携・協働が一層推進され、早い段階から市区町村の支援につなげていくことが重要です。

市区町村における子育て支援システムの関係部署と問題点

市区町村の子ども家庭支援における主な管轄課は、保健部局（母子保健主管課）、児童福祉部局（子ども・子育て主管課、児童虐待防止主管課、障害福祉主管課）、ならびに教育委員会部局（学校教育主管課）の3つの部局が中心となります。

子どもが就学前までは母子保健主管課が、就学後は学校教育課が市区町村の全ての子どもを対象に支援を行います。子育ての不安や養育の問題、経済的な支援の必要性等がある場合は子ども・子育て主管課が、発達障害が疑われる時は障害福祉主管課が支援を行います。このような支援を行う中で、子ども虐待を疑うサインがある場合は児童虐待防止主管課が関わるようになります。

平成28年改正児童福祉法のもと、子どもとその養育者が生活している地域の市区町村は、今後は子どもとその養育者の困りを支援の対象とし、まず、子どもの安心・安全の確保を確認した上で子どもが生活する家族や環境のニーズを把握し、必要な支援を提供しなければなりません。子どもと養育者にとって支援を受ける自治体は基本的に一つであるので、各部署や担当者の都合で支援の必要性の解釈や支援のあり方が大きく異なることは、今後は自治体側が不適切なかかわりをしていると判断され

ます。

問題点としては、①チャイルドファースト；Child Firstの視点の徹底・共有、②市区町村要対協を中心とした多種職地域ネットワークの構築と役割の明確化、ならびに顔の見える連携・協働、③出来上がった多種職地域ネットワークの安定した継続、④子どもの命を守る重大な局面での最終合意のあり方、⑤自治体内の部署を超えた、および関係機関間の共通視点の構築のあり方、⑥子ども虐待と予防における専門家（スーパーバイザー）や専門的な知識・技術の習得の場が少ない、などがあります。

当日は、大分県中津市で1990年代後半から継続して構築してきた本学会のテーマである「妊娠・出産から思春期まで切れ目のない子育て支援」につき報告します。